

PIWU 中国

第72号

2020年2月18日発行

発行⇒郵政産業労働者ユニオン中国地方本部
Tel&Fax⇒082-244-7719
piwu-chugoku@abelia.ocn.ne.jp
http://www.piwu-chugoku.net/

郵政産業労働者ユニオン中国



【弁護士・組合員と共に広島地裁へ向かう原告団】

郵政ユニオン集団訴訟

広島含む7地裁に提訴

2月14日（金）心配されていた天気も、集まった仲間達の熱気で何とか持ちこたえたこの日、広島地方裁判所に11人の勇気ある原告団が提訴

しました。

14日は全国で6地裁、18日には長崎地裁に、計7地裁で154人からなる大原告団による集団提訴を行いました。

労契法20条にもとづき、同じ仕事をしているにもかかわらず、手当、休暇などの格差は不当と、2014年に郵政20条裁判を立ち上げました。東日本3人、西日本8人、合計11人の原告がたまたかい、住居手当、年末年始勤務手当、扶養手当、夏期・冬期休暇、無給の病気休暇などの格差は違法と、東京高裁、大阪高裁で判断され、現在最高

裁判所で係争中です。

集団訴訟は、11人の20条裁判原告が切り拓いてきた司法判断をさらに広げていくための争いです。

昨年8月、郵政ユニオンに所属する非正規組合員187人が会社に対して、各種手当等の差額を支払うよう要求しました。しかし、会社はその要求に応じなかったため、全国154人が裁判に立ち上がりました。最高裁の11人の原告による郵政20条裁判とともに、原告154人の損害賠償をもとめる集団訴訟は、郵便局における

非正規の働き方、働かせ方が『違法』であることを明確にさせる闘いでもあります。

非正規差別を許さず、処遇改善、均等待遇、を実現していくために、郵政ユニオンは集団訴訟を闘い抜いていきます。

裁判の勝利が非正規4割という雇用社会の格差を是正していくことにつながっていく予定です。

多くのみなさんのご支援をお願いします。

今後の予定

★2月23日(日) 9時～

第6回地本執行委員会

(広島オフィスセンター)

★2月23日(日) 13時～

第2回支部長会議(同上)

原告団の声 同じ仕事をしとる

提訴当日参加された原告のインタビュを一部紹介します。

原告A

簡単に言えば会社に対する理不尽さしか感じてこなかったの、今回こういう裁判があるということで参加してもらったんで、もしこれで会社側が変わってくれるんだつたら、それが一番嬉しいかなあとは思っています。

原告B

今回のこの集団訴訟に対し、会社がこちらに姿勢を向けて、今後新しく入ってくる期間雇用社員の立場も少しは変わっていったらいいなと思います。

原告C

正社員と期間雇用社員の格差を、縮めていってほしいと思います。

原告D

正社員と期間雇用社員の格差をなくすために裁判に臨んでいます。がんばりますのでよろしくお願ひします。

原告E

この裁判を通じて格差を明確にして、そのことに対し裁判で公平な判断を仰ぎたいと思います。

原告F

正社員との労働条件の格差があまりにもひどいので、是正してもらいたいです。

石井原告

正社員と期間雇用との差がものすごくひどくて、どうにか見直してもらいたいと思ひこの場に立っています。少しでも良くなればいいなと僕らは思っていますので、みんなに協力してもらって頑張っていきたいと思ひます。

NHKの質問に対し

もちろん災害の時も働いてました。吉浦とか天応がひどかったんですが、うちのところも一部分



【広島地裁前】

もう崩れたり行かれなかったところもいくらもありましたから、配れんところは歩いて。格差ないです、もう全く同じ仕事です。

RCCの質問に対し

(正社員と)全く同じことを、全く同じ仕事をしとるのに、これだけの格差を押し付けられたら、長年仕事して生活のために仕事しよるんですけど、やっぱり同じ平等にしてもらいたいから、こういうところに立たしてもらいました。

服部呉支部長コメント

僕正社員なんですけど、水害の時にひどかったのが道路もなんですけど、全国から水がすごく送られてきて、毎日職場が水で溢れかえるような状態で、(中略)ノイローゼになるぐらいの状態です。配って、その時には社



【広島弁護士会館での記者会見】

員とか期間雇用とか関係なしにみんなの力でやっただけで配り切れたというのがあるんですよ。僕同じ職場で働きよりますけど、ほんま全くおんなじ仕事です。ほんで責任もおんなじようにあるし、ミスした時もおんなじように怒られるし、ほんとおんなじ仕事をしとるのは誰の目から見てもそうです。ほんでこんだけの理不尽な格差を設けられて、怒るのが当たり前じゃありません。